

## ◎子どもの権利を保障する大人の責務

子どもの権利を尊重し、保障していくために必要な大人の責務を条例で規定しています。

### □保護者の責務

子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。また、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をします。



### □地域住民等の責務

子どもを地域社会の一員と認めるとともに、地域活動に参加する機会を提供し、子どもにとって安全で安心な地域づくりに努めます。



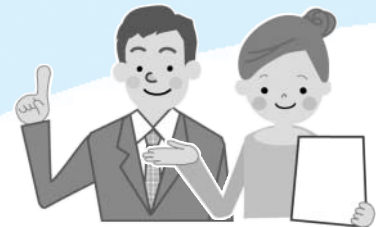
### □施設関係者の責務

子どもが豊かに育つ環境を充実させ、子どもの気持ちや考えを受け止めます。虐待・体罰やいじめの防止・早期発見・解決に向けた努力をします。



### □市の責務

保護者・施設関係者・地域住民等と連携し、子どもの権利を保障するために必要な施策を実施します。また、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行います。



※条例の詳細は、今回の広報に折込みのパンフレットをご覧ください。

#### 子どもの健やかな成長を願って

子どもは、各家庭において、また地域社会においてかけがえのない宝です。子どもの笑顔は、人やまちを明るくしてくれます。また、よりよい未来をつくるのは子どもたちであり、その健やかな成長はすべての者の願いです。

しかしながら昨今、子どもに関して痛ましいニュースをたびたび見聞きし、胸を痛めています。社会が利便性・経済性・効率性を偏重し、大人が子どもに向き合うことをおざなりにしていることが問題の一因であるとも言われています。

こうした背景をふまえ、知立市では子どもたちの健やかな成長を願って「知立市子ども条例」を制定しました。この条例は、子どもの成長を社会全体で支えること、子どもの権利を自他相互に認め合うこと、子どもの視点を取り入れたまちづくりを推進することなどを内容としています。また、いじめなどの子どもの権利侵害に対し、相談と救済の機関も制度化しています。

知立市では、「子育て環境日本一」を目指して、今回の子ども条例のほか、さまざまな子育て支援施策を実施しています。愛知県下でもトップクラスとなる教員配置、近隣市でもいまだ行われていない全小学校における放課後子ども教室の導入や、全国的に問題となっている待機児童の解消など、子どもが健全に育ち、子どもを育てていく環境の整備を着実に前進させているところです。

知立の子どもたちの健やかな成長のため、今後もできる限りの子育て支援施策を推進してまいります。どうぞ市民の皆さま方におかれましても、すべての子どもたちを、我が子のように育み、その健やかな成長をともに支えてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

知立市長 林 郁夫

# 知立市子ども条例が施行されました

▼問合せ 子育て支援係 (☎) 95-0120

平成元年に「児童の権利に関する条約」が国際連合で採択され、日本においては、平成6年にそれを批准しました。この条約は、今日において子どもの権利を考える際の世界共通の基盤となっています。しかし、現在全国的に、いじめ、児童虐待や体罰をはじめとした子どもたちの人権を無視した問題が多く発生し、知立市においても例外とはいえない状況があります。

そこで知立市では、平成22年11月に、学識経験者、各種団体の代表者および関係行政機関の職員による「知立市子ども条例策定検討委員会」および公募市民による「知立市子ども条例検討市民協議会」を設置し、子どもの権利についての条例制定に向けた検討を活発に行ってきました。また、検討過程においては、「子ども条例策定のためのアンケート」を実施し、「子ども支援シンポジウム」、「子ども条例策定のための子どもワークショップ」も開催し、広く市民の皆さんや子どもたちの意見も参考にしました。

この「知立市子ども条例」は、子どもたちが安心して健やかに育つことができるよう「子どもの権利擁護」と「子育て支援」の観点から策定され、先の9月議会で可決、10月1日付けで施行されました。

## ◎子どもにとって大切な権利

子どもがひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利を条例で規定しています。

①自分らしく生きる権利

②安心して生きる権利

③育つ権利

④参加する権利



### ◎用語の定義

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 子ども     | 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。 |
| (2) 保護者     | 親または里親その他の親に代わり子どもを養育する人をいいます。                                       |
| (3) 育ち・学ぶ施設 | 市内にある学校、児童福祉施設その他の子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、または入所する施設をいいます。            |
| (4) 施設関係者   | 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、教員および職員をいいます。  |
| (5) 地域住民等   | 市民並びに市内で活動を行う団体および事業者をいいます。  |

## ◎今後の取組み

平成25年4月から、子どもの権利の侵害に対する救済と回復を担う、「子どもの権利擁護委員会」が設置されます。いじめや虐待など、権利の侵害にかかわることや子どもにかかわる悩みなどを相談する窓口になります。

また、準備が整い次第、子どもたちが意見を表明し、まちづくりに参加するための「知立市子ども会議」を開催します。

